



令和4事務年度

# 所得税及び消費税調査等の状況

(令和4年7月1日～令和5年6月30日※)

令和5年11月22日

関東信越国税局

《担当》  
国税広報広聴室 報道係  
電話：048-600-3111（内線2043）

※ 令和4年7月1日から令和5年6月30日までの間に実施した調査等の実績になります。



# 令和4事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

---

令和5年11月

関東信越国税局

## I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

## II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者への調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

## III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は増加し、1件当たりの申告漏れ所得金額及び追徴税額についても増加
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による調査等件数、非違件数、申告漏れ所得金額についても前年より増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が6千件（前事務年度4千件）、着眼調査が1千8百件（同1千4百件）であり、合計7千8百件（同5千4百件）、このほか、簡易な接触の件数は7万8千件（同7万4千件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は8万6千件（同8万件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は4万7千件（同4万4千件）となっています。

### (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 実地調査による申告漏れ所得金額は、833億円（同554億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは773億円（同501億円）、着眼調査によるものは60億円（同53億円）となっています。
- また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は355億円（同316億円）となっており、調査等合計では1,188億円（同870億円）となっています。

### (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、140億円（同94億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは135億円（同89億円）、着眼調査によるものは5億円（同5億円）となっています。  
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、179万円（同174万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は24億円（同29億円）となっており、調査等合計では164億円（同123億円）となっています。

#### （参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

区 分 項 目		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	件	3,994		1,402		5,396		74,372		79,768		
		6,001	150.3%	1,808	129.0%	7,809	144.7%	77,970	104.8%	85,779	107.5%	
申告漏れ等の 非違件数	件	3,637		1,058		4,695		38,930		43,625		
		5,314	146.1%	1,247	117.9%	6,561	139.7%	40,163	103.2%	46,724	107.1%	
申告漏れ 所得金額	百万円	50,094		5,298		55,392		31,605		86,997		
		77,341	154.4%	5,954	112.4%	83,294	150.4%	35,517	112.4%	118,811	136.6%	
追徴 税額	本 税	百万円	7,410		423		7,833		2,799		10,632	
			11,186	151.0%	423	100.0%	11,609	148.2%	2,346	83.8%	13,955	131.3%
	加 算 税	百万円	1,518		58		1,576		96		1,672	
			2,350	154.8%	55	94.8%	2,405	152.6%	36	37.5%	2,441	146.0%
	計	百万円	8,928		481		9,409		2,895		12,304	
			13,536	151.6%	479	99.6%	14,014	148.9%	2,382	82.3%	16,396	133.3%
一 件 当 た り	申告漏れ 所得金額	万円	1,254		378		1,027		42		109	
			1,289	102.8%	329	87.0%	1,067	103.9%	46	109.5%	139	127.5%
	本 税	万円	186		30		145		4		13	
			186	100.0%	23	76.7%	149	102.8%	3	75.0%	16	123.1%
加 算 税	万円	38		4		29		0.1		2		
		39	102.6%	3	75.0%	31	106.9%	0.1	100.0%	3	150.0%	
	計	万円	224		34		174		4		15	
			226	100.9%	26	76.5%	179	102.9%	3	75.0%	19	126.7%

- (注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である。  
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。  
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

## (参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、2千7百件(前事務年度2千6百件)であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、2千1百件(同2千1百件)となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計)は、194億円(同168億円)となっています。

### ○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等	3事務年度	4事務年度	対前年比
①		件	件	%
調査等件数		2,648	2,668	100.8
土地建物等		2,273	2,123	93.4
株式等		375	545	145.3
②		件	件	%
申告漏れ等の非違件数		2,130	2,078	97.6
土地建物等		1,804	1,589	88.1
株式等		326	489	150.0
③		%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)		80.4	77.9	▲ 2.6
土地建物等		79.4	74.8	▲ 4.5
株式等		86.9	89.7	2.8
④		百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額		16,804	19,371	115.3
土地建物等		13,961	12,767	91.5
株式等		2,843	6,604	232.4
⑤		万円	万円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)		635	726	114.4
土地建物等		614	601	97.9
株式等		758	1,212	159.9

(注) 1 土地建物等は、土地建物(分離譲渡所得)及び金地金等(総合譲渡所得)である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

- 実地調査の件数、非違件数及び追徴税額の総額は前年より増加
- 文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による調査等件数は増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が3千5百件（前事務年度2千4百件）、着眼調査が6百件（同4百件）であり、合計4千2百件（同2千8百件）、このほか、簡易な接触の件数は8千件（同7千7百件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は1万2千件（同1万件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は8千8百件（同7千8百件）となっています。

### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、55億円（同41億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは53億円（同39億円）、着眼調査によるものは2億円（同1億円）となっています。  
なお、実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、132万円（同145万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は7億円（同8億円）となっており、調査等合計では62億円（同49億円）となっています。

## ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分 項 目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	2,359		429		2,788		7,674		10,462		
	3,541	150.1%	648	151.0%	4,189	150.3%	8,047	104.9%	12,236	117.0%	
申告漏れ等の 非 違 件 数	2,093		353		2,446		5,344		7,790		
	3,037	145.1%	499	141.4%	3,536	144.6%	5,253	98.3%	8,789	112.8%	
追徴税額	本 税	3,241		108		3,349		783		4,132	
		4,346	134.1%	165	152.8%	4,511	134.7%	694	88.6%	5,204	125.9%
	加 算 税	682		23		705		56		761	
	974	142.8%	33	143.5%	1,007	142.8%	35	62.5%	1,042	136.9%	
	計	3,923		131		4,054		839		4,893	
		5,319	135.6%	198	151.1%	5,518	136.1%	729	86.9%	6,246	127.7%
一 件 当 た り	本 税	137		25		120		10		39	
		123	89.8%	25	100.0%	108	90.0%	9	90.0%	43	110.3%
	加 算 税	29		5		25		1		7	
	27	93.1%	5	100.0%	24	96.0%	0.4	40.0%	9	128.6%	
	計	166		30		145		11		46	
		150	90.4%	31	103.3%	132	91.0%	9	81.8%	51	110.9%

- (注) 1 令和4年7月から令和5年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である。  
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## Ⅱ トピックス（主な取組）

### 1 富裕層に対する調査状況

～調査件数、申告漏れ所得金額及び追徴税額は前年を上回る～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
  - 令和4事務年度においては、410件（前事務年度319件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の2,063万円（同2,050万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,289万円（同1,254万円）に比べ、1.6倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は、85億円（同65億円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は449万円（同485万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の226万円（同224万円）に比べ2倍となっています。また、追徴税額の総額は18億円（同15億円）に上ります。
  - 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は419万円（同1,499万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の226万円に比べ1.9倍となっています。

#### ○ 富裕層に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
		3事務年度	4事務年度			
調査件数	件	319	410	128.5%	6,001	
申告漏れ等の非違件数	件	278	355	127.7%	5,314	
申告漏れ所得金額	億円	65	85	130.8%	773	
追徴税額	億円	15	18	120.0%	135	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,050	2,063	100.6%	1,289
	追徴税額	万円	485	449	92.6%	226

#### ○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
		3事務年度	4事務年度			
調査件数	件	34	65	191.2%	6,001	
申告漏れ等の非違件数	件	33	56	169.7%	5,314	
申告漏れ所得金額	億円	19	30	157.9%	773	
追徴税額	億円	5	3	60.0%	135	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	5,448	4,582	84.1%	1,289
	追徴税額	万円	1,499	419	28.0%	226

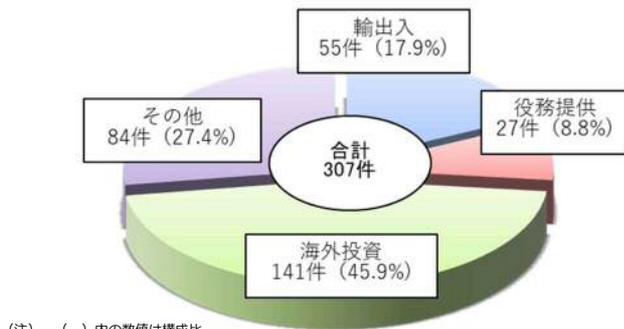
## 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況 ～調査件数や申告漏れ所得金額は前年を上回る～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
  - 令和4事務年度においては、307件（前事務年度226件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
  - 1件当たりの申告漏れ所得金額は、過去最高の2,145万円（同1,771万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,289万円（同1,254万円）と比べ1.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は66億円（同40億円）に上ります。
  - 1件当たりの追徴税額は283万円（同420万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の226万円（同224万円）と比べ1.3倍となっています。また、追徴税額の総額は9億円（同10億円）に上ります。

### ○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目		事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		3事務年度	4事務年度		
調	査	件	件		
		226	307	135.8%	6,001
申	告	漏	れ		
		等	の		
		非	違		
		件	数	140.3%	5,314
申	告	漏	れ		
		所	得		
		金	額	165.0%	773
追	徴	税	額		
		億	円	90.0%	135
一	件	当	た		
		り			
申	告	漏	れ		
		所	得		
		金	額	121.1%	1,289
追	徴	税	額		
		万	円	67.4%	226

### ○ 取引区分別の調査の状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



1 「輸 出」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。  
 2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行われ、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。  
 3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。  
 4 「そ の 他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

### 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況 ～調査件数、申告漏れ所得金額及び追徴税額は前年を上回る～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

#### <シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、272件（前事務年度191件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,060万円（同1,174万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は29億円（同22億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は158万円（同220万円）となっています。また、追徴税額の総額は4億円（同4億円）に上ります。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

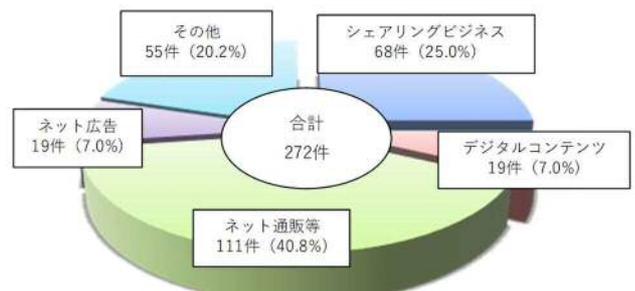
#### <暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、123件（前事務年度52件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,701万円（同3,143万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は21億円（同16億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は383万円（同536万円）となっています。また、追徴税額の総額は5億円（同3億円）に上ります。

#### ○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

【取引区分別の調査状況】

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比		
調査件数	191	272	142.4%	6,001	
申告漏れ等の非違件数	166	234	141.0%	5,314	
申告漏れ所得金額	22	29	131.8%	773	
追徴税額	4	4	100.0%	135	
1件当たり	申告漏れ所得金額	1,174	1,060	90.3%	1,289
	追徴税額	220	158	71.8%	226



（注）（ ）内の数値は構成比

#### ○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度	対前年比		
調査件数	52	123	236.5%	6,001	
申告漏れ等の非違件数	41	104	253.7%	5,314	
申告漏れ所得金額	16	21	131.3%	773	
追徴税額	3	5	166.7%	135	
1件当たり	申告漏れ所得金額	3,143	1,701	54.1%	1,289
	追徴税額	536	383	71.5%	226

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシングなど
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

## 4 無申告者に対する調査状況

～所得税、消費税ともに、1件当たりの追徴税額が過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

### <所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、942件（前事務年度685件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、2,287万円（同2,261万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,289万円（同1,254万円）に比べ1.8倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は215億円（同155億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の306万円（同295万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の226万円（同224万円）の1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は29億円（同20億円）に上ります。

### <消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和4事務年度においては、1,277件（同927件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高の248万円（同217万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の150万円（同166万円）の1.7倍となっています。また、追徴税額の総額は32億円（同20億円）に上ります。

## ○ 無申告者に対する調査の状況

### <所得税>

項目	事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	3事務年度	4事務年度			
調査件数 件	685	942	137.5%	6,001	
申告漏れ所得金額 億円	155	215	138.7%	773	
追徴税額 億円	20	29	145.0%	135	
1件当たり	申告漏れ所得金額 万円	2,261	2,287	101.1%	1,289
	追徴税額 万円	295	306	103.7%	226

### <消費税>

項目	事務年度等		対前年比	4事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	3事務年度	4事務年度		
調査件数 件	927	1,277	137.8%	3,541
追徴税額 億円	20	32	160.0%	53
1件当たり追徴税額 万円	217	248	114.3%	150

## 5 消費税の還付申告者への調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

### <消費税の還付申告者への調査状況>

- 令和4事務年度においては、128件（前事務年度93件）実地調査を実施しました。
- 追徴税額の総額は2億円（同5億円）に上ります。

### ○ 消費税の還付申告者への調査の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比
		件			
調査件数	件		93	128	137.6%
申告漏れ等の非違件数	件		72	91	126.4%
追徴税額	億円		5	2	40.0%
1件当たり追徴税額	万円		549	137	25.0%

- (注) 1 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査行った件数である。
- 2 令和3事務年度は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和3事務年度に実地調査行った件数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

## 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き、実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

### <所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和4事務年度においては、60件（前事務年度14件）課税処理しました。
- 追徴税額の総額は1.3億円（同0.2億円）に上ります。

### ○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等		3事務年度	4事務年度	対前年比
		件			
調査件数	件		14	60	428.6%
追徴税額	億円		0.2	1.3	650.0%
1件当たり追徴税額	万円		120	215	179.2%

### Ⅲ 参考計表

#### ○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前 年 の 位
位		万円	万円	位
1	経営コンサルタント	9,212	518	5
2	内 科 医	5,460	1,535	-
3	馬 鈴 し ょ 、 甘 し ょ 作 農 業	2,999	564	-
4	看 板	2,065	433	-
5	西 洋 料 理	1,939	283	-
6	コ ン テ ン ツ 配 信	1,925	469	-
7	弁 護 士	1,849	459	-
8	ブ リ ー ダ ー	1,835	312	2
9	小 売 業 ・ そ の 他 の 愛 が ん 動 物	1,762	331	15
10	シ ス テ ム エ ン ジ ニ ア	1,615	322	6

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成25事務年度		平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度	
	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額
		万円		万円		万円		万円		万円
1	風俗業	2,675	キャバレー	2,594	キャバレー	2,717	畜産農業(肉用牛)	3,209	バ	2,870
2	畜産農業(肉用牛)	1,884	情報サービス	1,822	畜産農業(肉用牛)	2,092	犬猫医	2,674	キャバクラ	2,842
3	バ	1,675	畜産農業(肉用牛)	1,753	風俗業	1,661	キャバレー	1,927	ナイトクラブ	2,549
4	キャバレー	1,521	整形外科医	1,638	タイル工事	1,579	学習塾経営	1,706	施設園芸農業(きのこ)	1,867
5	防水工事	1,197	冷暖房設備工事	1,455	耳鼻咽喉科医	1,375	型枠工事	1,706	焼肉	1,858

	平成30事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度	
	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種目	1件当たり 申告漏れ 所得金額
		万円		万円		万円		万円		万円
1	風俗業	2,871	キャバクラ	3,352	フリーダー	2,275	司法書士、行政書士	3,033	経営コンサルタント	9,212
2	キャバクラ	2,204	フリーダー	2,314	野菜栽培農業	2,241	フリーダー	2,178	内科医	5,460
3	製図設計士	1,848	鉄骨、鉄筋工事	1,688	キャバクラ	2,005	外構工事	2,145	馬鈴しょ、甘しょ作農業	2,999
4	運転代行業	1,791	弁護士	1,601	製図設計士	1,486	機械部品受託加工	2,052	看板	2,065
5	眼科医	1,770	ブロック工事	1,576	経営コンサルタント	1,466	経営コンサルタント	1,859	西洋料理	1,939

- (注) 1 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。  
 2 平成29事務年度2位の「キャバクラ」及び3位の「ナイトクラブ」は、平成28事務年度まで「キャバレー」として業種管理していたが、それぞれの業態に合わせて管理を細分化したものの。  
 3 令和元事務年度2位の「フリーダー」は、令和2事務年度まで「小売業・犬」として表記していたが、業態に合わせて表記名を変更したものの。  
 4 令和2事務年度5位の「経営コンサルタント」は、平成28事務年度まで「その他経営サービス」として業種管理していたが、業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したものの。